新たな働き方としての在宅勤務と時差出勤の継続のお知らせ

公益社団法人 日本コンクリート工学会

本学会では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための職員の在宅勤務を、2020 年 4 月 10 日の第 1 報から 2022 年 2 月 7 日の第 9 報へと状況に応じ在宅勤務率の範囲を変えながら実施してまいりました。また併せて、事務所出勤時始業時間を 7 時~11 時の範囲で選択できる時差出勤制度も導入しておりましたが、本年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類となったことを受け、その継続について検討してまいりました。今般、新型コロナウイルスが完全収束していない現状と、その先のポストコロナ時代の新たな働き方を踏まえて、以下の通り継続させていただくことといたしましたのでお知らせします。関係各位にはご理解をお願いいたします。

■在宅勤務要領

在宅勤務率 0~30%の範囲で各職員の業務状況に応じて実施します。 在宅勤務時の所定労働時間は 9 時~17 時(休憩 1 時間含む)とします。

■時差出勤要領

事務所出勤時の所定労働時間を職員ごとに以下の3つから選択できるものとします。

8時~16時(休憩1時間含む)

9時~17時(休憩1時間含む)

10 時~18 時 (休憩 1 時間含む)

■職員へのご連絡について

職員は、在宅にて業務用アドレスにおけるメール対応が可能です。担当者のメールアドレスをご存知の方は、直接担当者にメールでご連絡をお願いします。

以上